

2 個別事項 (1)地域連携推進会議について

障害者のある方における地域移行については、本人の希望に応じて、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実を図ることが求められています。

このような中、居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助において、各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれおおむね1年に1回以上）が義務付けられました（令和6年度は努力義務、令和7年度以降は義務）。

※詳細は「沖縄県 指定障害福祉サービス事業者等専用ポータル」-「1 事業者情報」-「居住系サービス事業者向け」で御確認をお願いします。

地域連携推進会議の概要 （設置主体：事業所）		
目 的	会議の内容	会議の構成員 （地域連携推進員）
<ul style="list-style-type: none">・利用者と地域との関係づくり・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進・施設等やサービスの透明性・質の確保・利用者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none">①施設等・地域の連携②施設等やサービスの透明性・質の担保③利用者の権利擁護④地域連携推進員の訪問 など	<ul style="list-style-type: none">・利用者・利用者家族・福祉に知見のある人・経営に知見のある人・所在地市町村担当者 など

(2) 就労継続支援B型における工賃支払について

工賃支払に係る指定基準等

◆ 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第180条第6項

賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

※当該規定は、第190条において指定就労継続支援B型の事業について準用

第189条第1項

指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

第189条第2項

前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

就労継続支援B型における工賃支払について

工賃支払に係る留意事項等

- ◆ 利用者に、生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。
- ◆ 報酬告示就労継続支援B型サービス費基本報酬算定区分における平均工賃月額は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額とし、**それ以上の金額を利用者に支払っている場合であっても、平均工賃月額には算定しないこと。**
- ◆ **令和7年度以降の「就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」については、自立支援給付費を充てた金額で平均工賃月額区分の計算をしないこと。**

(3) 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表について

○県障害福祉課ではこの件について、下記のアドレスにより対象事業者あてに周知しているところ。

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007022/1018793/1031873.html>

○同アドレスを参照の上、必要な手続きをお願いするが、公表及び届出がされていない場合は、令和7年4月1日以降に【支援プログラム未公表減算】が適用される。

○本県への公表方法等の届出についても、同アドレスにより周知しているので、必要書類を作成の上、提出すること。

○届出期限（電子申請システムによる）

令和7年3月31日（月曜日）17時15分まで【期限厳守】

2. (1)総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

令和6年度報酬改定

②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

○ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

運営基準 ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】
○指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の2・新設）

※1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日までは努力義務）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

ポイント 要・都道府県への基準適合の届出

○ 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの

○ 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの

○ 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業者の意見も聞いて作成すること

※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）

○ 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和7年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

【参照法令等】

運営基準：第26条、第27条（児発）、第71条（放デイ）、第71条の14（居宅訪問型児発）

報酬告示：第1の注3（4）7の4（児発）、第3の1の注4の（4）（放デイ）、第4の1の注3の（3）

7

参照元：子ども家庭庁ホームページ掲載資料/令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要（令和6年4月1日）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

※支援プログラム作成の手引きや参考様式は上記のページに掲載されています。